

鳥海朝日・飯豊吾妻

# 緑の回廊設定方針

平成15年度設定  
令和4年度一部改定

関東森林管理局

# 鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊設定方針

## 1 緑の回廊の位置及び区域

### (1) 設定の目的

国有林野の管理経営に当たっては、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、これまで自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として森林生態系保護地域等の保護林を設定するなど、良好な自然環境を有する森林の保護・保全に努めてきた。

一方、近年、地球規模での環境問題が深刻化する中で、人間生存の基盤である生物多様性の保全に向けた新たな取組が求められている。その1つの視点として自然環境は、多種多様な生態系が広域的に連続して展開しているものであることから、こうした自然生態系のつながりを確保していくことが重要となっている。

このようなことから、国有林野においては、これまで以上に森林生態系を保全するとともに人と自然との共存を図るため、保護林の指定・拡充などの取組に加え、本来、生息・生育する野生動植物の広域的なつながりを確保して個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保全を図るなど生物多様性を効果的に確保する取組を行う必要がある。

このため、東北森林管理局及び関東森林管理局は、共同して、既に設定した奥羽山脈緑の回廊に接続する形で保護林及び緑の回廊のネットワーク化を進めることとし、東北地方の西南部に緑の回廊を設定する。これにより、森林の連続性の確保、森林生態系の一層の保護・保全を図り、もって、生物多様性の維持に資するものとする。

### (2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

緑の回廊は、

- ① 概ね秋田県と山形県の県境に沿って神室山から鳥海山に至る部分
- ② 鳥海山の東から山形県内の庄内地方と最上地方を隔てる出羽山地を南下し月山を經由し朝日山地に至る部分
- ③ 概ね山形県と新潟県の県境に沿って朝日山地から飯豊山に至る部分
- ④ 概ね山形県と福島県の県境に沿って飯豊山から吾妻山に至る部分
- ⑤ 妻山から蔵王山に至る部分（奥羽山脈緑の回廊の延長部分）

により構成されるものとし、次の事項を踏まえて、位置及び区域を概定する。

ア 基本的に、脊梁山脈、主要山地等に設定するが、国有林野の賦存状況を考慮し、連続性に配慮する。

イ 森林生態系として保護・保全するために必要な規模・形状を有するものとなるよう設定する。

ウ 原則として保護林（予定箇所を含む。）同士を連続的に連結することを基本とする。

### （3）区域の選定に当たっての考え方

緑の回廊の区域の選定に当たっては、（2）により概定した位置及び区域について次の事項を勘案して選定する。

ア 生息・生育地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避け、最短距離で連結する。

イ 野生動物の移動や生息に適した環境を有する箇所が含まれるよう配慮する。

ウ 緑の回廊の設定に当たり、既存の権利関係については次による。

（ア） 基本的に、貸付地に区分されている林小班については、既存の権利に配慮し、緑の回廊の区域に含めない。

（イ） 分収造林、分収育林及び共用林野については、現行の権利関係を前提に緑の回廊に編入を検討することとし、緑の回廊の区域内には新規の設定は行わない。

### （4）着目する野生生物種

着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

### （5）幅と長さ

緑の回廊の幅は、分布が限られた稀少な固有種や絶滅が危惧される種に優先的に注目する必要があると判断される場合を除き、幅を概ね2 km以上を確保するよう設定する。

また、当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保するものとする。

### （6）緑の回廊に設定する林小班

緑の回廊に設定する林小班は、以下の国有林野施業実施計画書に示された緑の回廊の位置による。

ア 阿武隈川森林計画区（福島県）

イ 下越森林計画区（新潟県）

## 2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

### （1）目指すべき森林

野生動植物種の生息・生育地としての回廊設定の趣旨を踏まえ、緑の回廊の区域内の森林は、原則として広葉樹を中心とした天然林を指向する。

このため、区域内に現存する人工林については、現生態系の急激な変化を避けながら針広混交林化を進め、将来的に広葉樹を中心とした天然林に誘導する。

### （2）森林の取扱いに関する事項

緑の回廊内の森林の取扱いについては、（1）の誘導方向を踏まえ、基本的には非皆伐施業を行うこととし、それぞれの森林の機能類型ごとの管理経営の指針に加え、次によるものとする。

ア 天然林については、天然スギの択伐を除き、原則として伐採を行わないものとする。

天然スギの択伐であっても、野生動物の営巣等生息環境への影響が大きい場合には、伐採を行わないものとする。

イ 人工林については、伐期の長期化を図るとともに、間伐を繰り返しながら広葉樹の侵入を促し、段階的に天然林へ誘導する。

アカマツについては、現行どおり母樹保残や帯状による伐採を行えるものとする。

また、若齢の人工林の保育については、将来の天然林への誘導を考慮し、健全な植栽木の生育の支障とならない範囲で、侵入木や下層植生の育成を図る。

ただし、分収造林、分収育林地の施業については、従前の取扱いによるものとし、契約期間満了に伴う伐採跡地は、可能な限り天然林への移行を図る。

ウ 営巣などに重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林管理において危険等の支障がない限り保残する。

エ 学術研究、防災対策等を目的とする伐採については、森林生態系への影響を配慮しつつ、行うことができるものとする。

オ 伐採、保育等の森林施業に当たっては、実施箇所の選定、時期等について野生動植物の生息・生育に影響しないよう配慮する。

### 3 緑の回廊の管理に関する事項

#### (1) 管理に関する事項

管理については、各種法令等によるとともに、以下に留意するものとする。

ア 緑の回廊の巡視や一般の入林者に対する看板の設置等による普及啓発に努める。

イ 林地開発行為等への対応として、設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについて、上記1の(4)「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

ウ 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。

#### (2) 施設の整備に関する事項

土木施設、観察施設等の整備に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないように配慮する。

### 4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

#### (1) 実施体制

林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、必要に応じ自然保護団体等の協力を得る。

#### (2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果については、都道府県の関係部局、大学、研究機関に情報提供を行う。

#### (3) モニタリング結果の活用

モニタリングの結果により得られた知見については、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとし、モニタリングの結果、既設の緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の見直しを行う。

#### (4) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

## 5 その他留意事項

### (1) 整備・管理体制の充実

森林管理局署の担当者に対する研修の実施等を行う。

### (2) 普及啓発等

ア 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林における緑の回廊への取組についての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、広報を行うものとする。

また、緑の回廊に設定された森林を森林環境教育の場として積極的な活用に努める。

さらに、国有林における緑の回廊の設定から得られた知見については、都道府県や市町村等に対して情報提供を行う。

イ 緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、鳥獣保護区の設定など、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努める。

### (3) その他

モニタリング調査の結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。